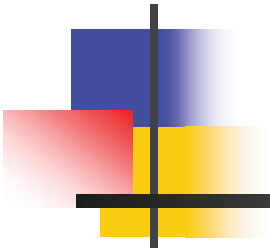


能登半島地震後の 国や被災県での 検証・取組等について



防災科学技術研究所
災害過程研究部門
宇田川真之

第2回から第4回までの会議における検討テーマ

○県民の防災意識の醸成

自助を促すための意識啓発と防災学習のあり方

○多様な支援主体との連携等による支援体制の強化

自主防災組織の組織化及び活動促進

防災への女性の参画促進

要配慮者（外国人を含む）の避難支援体制の強化

災害ボランティアの育成・強化

NPOや専門事業者との連携強化

○防災DXの活用推進

災害情報の収集・伝達・共有機能の強化、防災アプリの活用

○被災者支援の強化

避難所の生活環境改善、物資調達と輸送手段確保

在宅避難者等への支援

○政府、県、市町村、関係機関等の役割分担と連携方策

○県土強靱化の推進

○政府における「防災庁」設置の議論・方向性を踏まえた防災対策

- 令和 6 年能登半島地震における災害は、高齢化の進んだ半島地域という地理的・社会的な制約の下で発生したものであり、これまでの災害対応と比較しても困難な状況が見られた。
- 今回の地震における災害対応を振り返ることで課題・教訓を整理し、南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする、今後の我が国の地震災害における応急対策・生活支援対策に活かしていくため、中央防災会議防災対策実行会議の下に、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を立ち上げる。

ワーキンググループ委員等

氏名	所属・職名
宇田川 真之	国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害過程研究部門 特別研究員
浦野 愛	NPO法人レスキューストックヤード 常務理事
大原 美保	東京大学大学院情報学環学際情報学府 教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
酒井 明子	福井大学 名誉教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
宮島 昌克	金沢大学 名誉教授

<地方公共団体>

氏名	所属・職名
馳 浩	石川県知事
坂口 茂	輪島市長

※検討事項に応じて、関係省庁、関係自治体、民間企業・NPO等からの発表、ヒアリング等を実施し、被災地の状況やご意見等を把握しながら議論を進める。

検討期間（予定）

令和 6 年 6 月下旬～

主な検討事項（予定）

- ① 今回の地震災害の特徴
地理的制約、社会的制約、発生時期など
- ② 直接被害への対応
建物被害、ライフライン・インフラ被害、
孤立集落への対応、被災地へのアクセス・被害状況把握など
- ③ 自治体支援
被災自治体の事前準備・受援、周辺自治体からの応援など
- ④ 避難所運営
二次避難、要配慮者への対応（福祉支援等）、
ボランティア・NPO法人・民間企業等との連携など
- ⑤ 物資調達・輸送
被災自治体の事前準備・備蓄、
ボランティア・NPO法人・民間企業等との連携など
- ⑥ その他（分野横断的な対応）
支援者への支援、住まいの確保、災害廃棄物処理など

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民の防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。



危険箇所での被災状況調査

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。



キッチンカー

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべき。

公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が可能になる環境整備を図るべき。

高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。



トイレカー

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。



仮設風呂

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

3.被災者支援

- 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討すべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉の支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。



DWATによる
「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

- 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善
- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

7.特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

8.引き続き検討及び 取り組むべき事項

- 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

4.物資調達・輸送

- 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

- 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。



パーティション・段ボールベッド

- プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

- 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5.住まいの確保・まちづくり

- 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等
- 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理
- 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し
- 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進



リモート判定の様子

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

- 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された
消防車の輸送

- 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

- 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

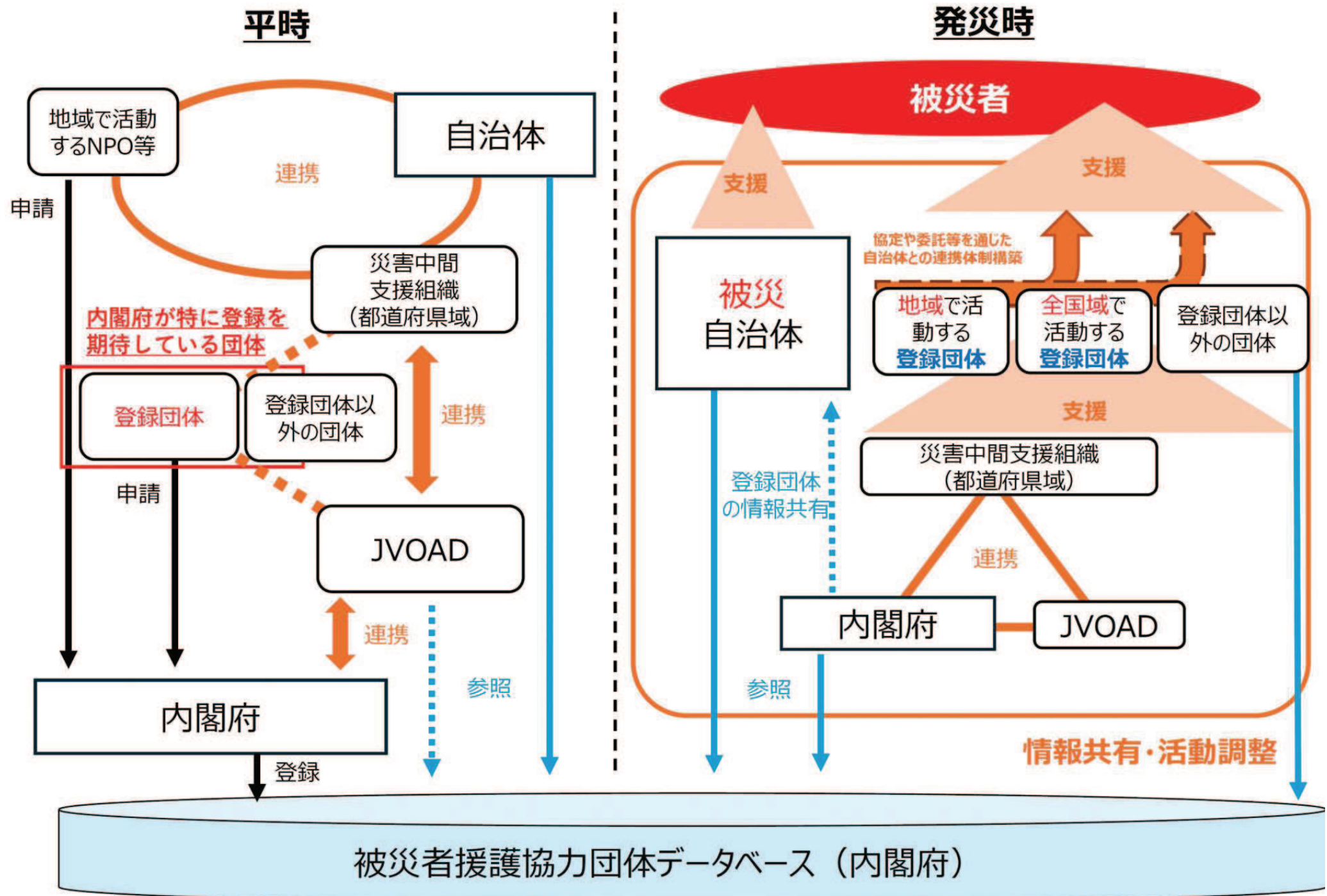
関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

災害NPO・ボランティア団体等の登録制度

- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を担っていただいているところ。
- 官民連携体制の強化のために、**NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録する制度を創設**。登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。



被災者援護協力団体制度の運用イメージ



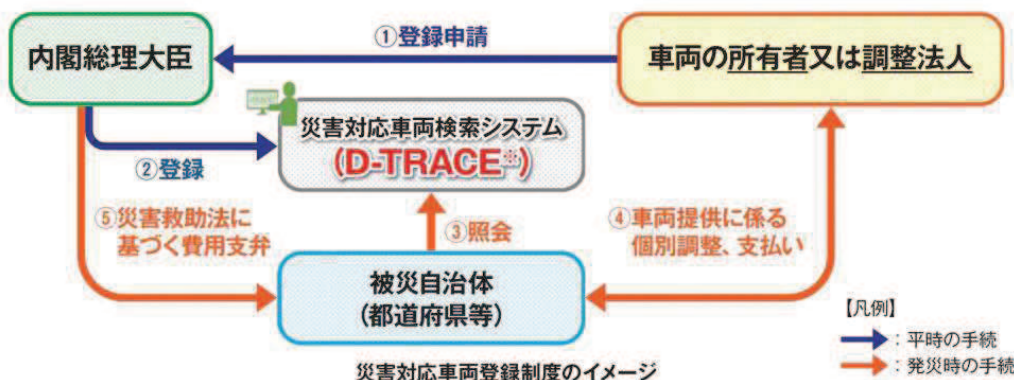
令和7年
6月1日
登録開始

災害対応車両登録制度が始まります



- 災害に遭われた方々に対し迅速に良好な生活環境を提供することは、災害関連死を防ぐうえでも、大変重要です。
- キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の災害対応車両は、発災直後から、温かい食事や快適な居住・衛生環境等を提供します。これらは、令和6年能登半島地震でも活躍しました。
- 災害時にこれら災害対応車両を有効に活用し、円滑な被災者支援を実現するため、令和7年6月1日より、災害対応車両登録制度の運用を開始します。

※災害対応車両登録制度とは、災害対応車両／災害対応車両調整法人を**平時から登録・データベース化**しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、**迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度**です。



※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engineの頭文字をとったもの

災害対応車両登録制度の概要

登録の対象は

(1) 災害対応車両又は(2) 災害対応車両調整法人のいずれかです。それぞれ、(1) 災害対応車両の所有者又は(2) 災害対応車両調整法人からの申請に基づき、内閣総理大臣が登録します。

- ▶災害対応車両とは、発災時に、①避難所、②住まい、③トイレ、又は、④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供されるもので、**自走型のほか、運搬又は牽引される形態のもの**(コンテナ型やトレーラー型)が対象となります(以下「車両」と略称)。
- ▶災害対応車両調整法人とは、発災時に、**災害対応車両の配車調整等を行う法人**です(以下「調整法人」と略称)。



災害対応車両の例

登録の基準は

- 車両の所有者又は調整法人が、
 - ・発災時に**被災自治体を支援する意思**を有している、及び、
 - ・**一定の欠格事由に該当しない**必要があります。
- また、車両を登録する際には、申請に係る車両が、一定の**登録基準(下記参照)**に適合している必要があります。

①避難所

- 1人あたり1台のベッドが確保されていること
- 冷蔵庫、洗濯機、冷暖房、照明、換気の各設備が設けられていること等

②住まい

- 台所、洗面所、浴室、便所及び物干し場が設けられていること
- 一定の広さ(20m²以上等)が確保されていること等

③トイレ

- 原則として便所が2以上あること
- 快速トイレ仕様(水洗、臭い防止、照明、施設等)であること等

④食事

- 温冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
- 一以上の都道府県から営業許可を受けていること等

⑤洗濯

- 洗濯機、乾燥機が3つ以上あること等

⑥入浴

- 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが2つ以上あること
- 脱衣所、給湯、暖房、照明の各設備が設けられていること等

登録後・発災後の対応は

- 災害対応車両検索システム(D-TRACE)**に、登録を受けた車両等の情報が、順次、蓄積されます。
- 地方自治体は、D-TRACEを参照し、**ニーズに沿った車両を検索できます**。
- 国は、災害救助法に基づき、地方自治体が支出した費用の**最大9割を負担します**。

Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine



災害対応車両検索システム(D-TRACE)による車両検索の例

車両の活用により、発災直後から良好な生活環境の確保が可能に

<https://pr.d-trace.go.jp/>

被災市町村への応援職員の派遣実績

応援団体からの応援職員派遣実績

石川県

被災市町	カウンターパート団体	派遣期間	延べ派遣人数 (人日)	総括支援チーム (派遣期間)	被災市町	カウンターパート団体	派遣期間	延べ派遣人数 (人日)	総括支援チーム (派遣期間)
穴水町	静岡県	1/9～5/6	2,610	1/3～5/6	中能登町	岐阜県	1/5～5/31	1,573	—
	奈良県	1/11～4/30	1,824	—	羽咋市	長野県	1/5～5/31	2,044	—
	栃木県	1/6～5/6	1,685		津幡町	相模原市	1/10～2/9	280	—
	福岡県	2/19～4/30	1,158		かほく市	群馬県	1/9～3/15	364	—
七尾市	名古屋市	1/9～6/17	6,505	1/3～6/21	加賀市	静岡市	1/5～3/1	289	—
	京都府	1/5～6/21	2,488	—	宝達志水市	札幌市	1/10～6/29	1,001	—
	京都市	1/5～6/21	1,042		内灘町	仙台市	1/9～5/1	372	—
	埼玉県	1/6～6/21	1,901			香川県	1/23～3/29	303	
	さいたま市	1/6～6/21	1,208		金沢市	仙台市	1/9～3/14	456	—
	秋田県	5/10～6/13	350			島根県	1/20～3/15	370	
	相模原市	5/14～6/18	432						
	沖縄県	5/17～6/17	460						
志賀町	愛知県	1/6～6/16	6,611	1/3～6/16	新潟県				
	鳥取県	1/6～4/30	2,673	—	被災市町	カウンターパート団体	派遣期間	延べ派遣人数 (人日)	総括支援チーム (派遣期間)
	神奈川県	1/7～3/29	2,251		新潟市	山形県	1/15～1/31	340	—
	横浜市	1/8～4/25	2,013			秋田県	1/19～1/31	260	
	岡山市	1/8～4/12	1,749						
	佐賀県	2/5～3/30	697						
	青森県	5/13～6/16	309						
	山形県	5/13～6/1	200						
	広島市	5/13～6/8	301						

【キャンピングカーの例(輪島市)】

- ・ 1月 8日に日本RV協会と設置に向けて調整開始
 - ・ 1月18日に20台を設置
 - ・ 2月 8日に10台を追加設置
 - ・ 東京都、長野県、三重県、岐阜県、大阪府、徳島県、愛媛県等が入居(実績)
- ※ 珠洲市でも30台設置(熊本市が手配)



「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」(第2回資料2)

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notoniishin/kensho_team.html

令和6年度 男女共同参画の視点からの 能登半島地震対応状況調査

報告書

令和7年5月

内閣府男女共同参画局

取組事例 09 応援職員が安心・安全に災害対応業務に行うための取組

1 宿泊・生活環境の確保に向けた被災自治体との調整(福井県)

- ・ 会議室で複数の自治体から派遣された職員が男女問わず雑魚寝していた状況を受け、女性職員の宿泊スペースとして庁舎内の一室を使用できるよう、被災自治体と調整し、提供を受けた。
- ・ 職員の増員に伴い、市庁舎外に、福井県が占有できる活動拠点(隣接して仮設トイレ有)を確保した。女性の宿泊スペースとして熊本市を通じてキャンピングカーを借り受け、その後、福井県の協定先企業と契約し、活動拠点近くにキャンピングカーを設置することで、女性職員の安心・安全が確保され、夜間会議への参加のしやすさにつながった。

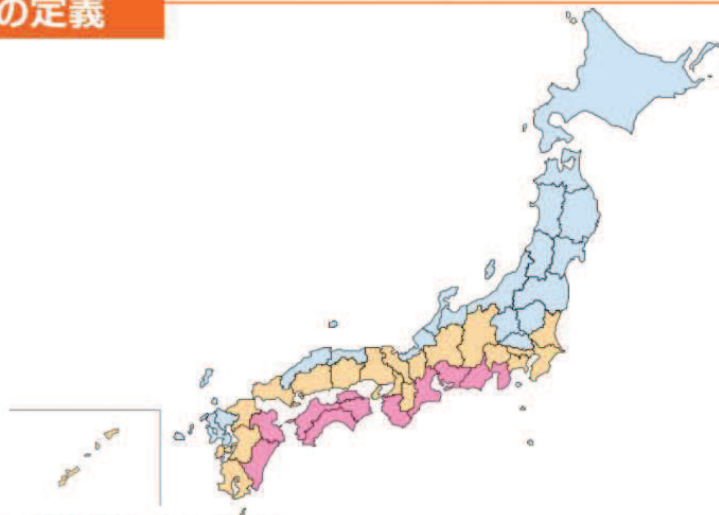
南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの概要

本アクションプランの主な特徴

- **重点受援県と即時応援道県等※との組合せをあらかじめ決定**しておくことにより、南海トラフ地震発生後**速やかに応援職員を派遣**する。
- 本アクションプランの実効性を確保するため、**重点受援県と即時応援道県等との間で、平時から定期的な意見交換、研修、現地視察など「顔の見える関係」の構築**を行う。
- 即時応援道県等の応援体制について、基本的な編成を示す。
- 半割れ、一部割れなど後発地震が発生する可能性がある場合の対応をあらかじめ決定。
- 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」の特例として定めるもの。

※ 重点受援県及び即時応援道県等については下記参照

用語の定義



● 重点受援県（10県）

南海トラフ地震発生時に**主として応援を受ける県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）**をいう。

● 即時応援道県等（18道県、4指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、被害確認後応援都府県等を除く道県及びこれらの道県内の指定都市をいう。

● 被害確認後応援都府県等（19都府県、13指定都市）

重点受援県を除く都道府県及び指定都市のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都府県及びこれらの都府県内の指定都市をいう。

重点受援県と即時応援道県等との組合せ

重点受援県	即時応援県 (基本となる組合せ)	基本となる組合せ以外の即時応援県・指定都市			
静岡県	富山県	岩手県	仙台市		
愛知県	福島県	青森県	宮城県	山形県	さいたま市
三重県	福井県	新潟県			
和歌山県	埼玉県				
徳島県	鳥取県	新潟市			
香川県	栃木県				
愛媛県	群馬県				
高知県	島根県	秋田県			
大分県	佐賀県				
宮崎県	長崎県				

注1 重点受援県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道県等は道県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。

注2 北海道及び札幌市は、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう即時応援県等から除外している。

注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、北海道及び札幌市と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置づけとする。

注4 管内に指定都市が存在する重点受援県（静岡県、愛知県）に対しては、少なくとも1団体以上の即時応援指定都市を組み合わせている。

今後発生が想定される極めて規模が大きい災害時の応援職員派遣アクションプラン(AP) 策定協議に係る関係者会議(協議会)とワーキンググループ(WG)について

資料 1 - 2

本協議会の対象となる「今後発生が想定される極めて規模が大きい災害」とは、
「国において特別の立法措置及び被害想定が定められている災害(※)」を指すものとする。
※令和4年3月4日時点において、「南海トラフ地震」・「首都直下地震」・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」。

協議会

○APの構成、策定方針などを協議・決定し、
最終的にAPの合意を行う場

【協議・決定事項】

<各災害共通>

- ・APの構成
(応援県－受援県の組合せ、応援職員の派遣時期、規模 等)
- ・応援県－受援県の割当てにあたって考慮すべき事項(「割当て方針」)
(相互応援協定優先、市町村間の相互応援協定の取扱い、想定進出経路 等)

○構成員等

- ・宇田川真之氏(防災科学技術研究所主幹研究員)
- ・全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会
- ・令和4年度「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に定める地域ブロック幹事県
(青森県、静岡県、愛知県、兵庫県、山口県、大分県)及び東京都、北海道
- ・指定都市(名古屋市、熊本市)
- ・総務省自治行政局公務員部応援派遣室
(オブザーバー)
- ・内閣府防災担当
- ・消防庁防災課

※ 南トラAP関係部分

<南トラ>
・半割れ・全割れの想定 など

南トラWG

協議会が決定した割当て方針、
想定等に基づき、
南トラAPの素案を検討

<首都直下>
・多数の応援職員が必要
・東京都区の受援体制の想定 など

首都直下WG

協議会が決定した割当て方針、
想定等に基づき、
首都直下APの素案を検討

<日本海溝・千島海溝>
・寒冷地に対する応援体制
・北海道内の応援・受援 など

日本海溝・千島海溝WG

協議会が決定した割当て方針、
想定等に基づき、日本海溝・
千島海溝APの素案を検討

南トラAPを検討した後に、順次設置・検討

令和6年能登半島地震対策検証報告書のポイント

- 発災後概ね3か月間の石川県が行った初動対応業務について、国、他自治体、各支援団体等との連携面も含め、有識者や被災現場で実際に活動された方々を検証委員として検証を実施
- 県職員への調査、各自治体や支援団体へのアンケート調査等により、53の災害対応業務を洗い出し、県民等への意見募集、検証委員会での議論を踏まえ、業務ごとに取組・課題・改善の方向性を整理・検討
- 今回の初動対応で特筆すべき7つのポイントを検証結果報告書で記載

これまでの検証の進め方

1 基礎調査・課題の洗い出し

(1) 県職員へのアンケート調査

- ① 参集等に関する選択式調査
実施時期:令和6年6～7月
回答者数:3,455人

- ② 災害対応に関する記述式調査
実施時期:令和6年6～7月
回答者数:2,486人

(2) 県職員への追加(聞き取り)調査

- ① アンケート調査で判明したキーパーソン
実施時期:令和6年7～8月
対象者数:182人

- ② 県幹部職員(知事・副知事・各部局長)
実施時期:令和6年10～12月
対象者数:17人

(3) 各支援団体へのアンケート調査

実施時期 : 令和6年8～9月
送付団体数:102機関

2 調査結果の整理・分析

(1) 検証項目の設定

- 基礎調査を踏まえ、53の災害対応業務を検証項目として洗い出し
- 各検証項目(災害対応業務)を取組・課題・改善の方向性として内容整理

(2) 検証委員会での議論を踏まえた分析・整理

- 県防災会議震災対策部会、国災害対応ワーキンググループ、県復旧・復興アドバイザリーボード等から11人が委員就任
- 開催状況:第1回(令和6年10月28日)、第2回(令和7年1月24日)、第3回(令和7年3月21日)、第4回(令和7年5月28日)

3 検証結果中間案の公表・意見募集(公表日:令和7年2月18日)

(1) 県民等への意見募集

募集期間:令和7年2～3月(22日間)
回答数:59件(14人)

(2) 県内19市町への意見募集

募集期間:令和7年2～3月(22日間)
回答数:72件(12市町)

(3) 石川県議会での質疑

令和7年当初議会で実施
議会質疑:27件(10人)

検証結果報告書における7つのポイントについて

今回の能登半島地震の特徴

- 半島地域という地理的制約により、平地が少なく、アクセス道路が限られ、人員・資機材の大規模投入が困難
 - 過疎・高齢化地域という社会的制約により、医療・福祉に関する支援ニーズが顕在化
 - 正月、厳冬期という時期的制約により、帰省客等の想定を超える避難者が発生
- ⇒ 各機関が連携し、避難所の環境整備、ライフライン途絶に伴う広域避難や長期的な生活支援等を実施

検証結果の7つのポイント

- 地震の特徴、検証にあたり実施した基礎調査、検証委員からの指摘事項等から初動対応のポイントを整理
- 初動対応に必要な4つの対応と、実施に不可欠な3つの対応に大別し、7つのポイントとして検証を総括

必要な初動対応

○ 被災者支援

→ 避難所運営、物資供給、生活支援等

○ 1.5次・2次避難(広域避難)対応

→ 孤立集落対策、1.5次・2次避難への調整

○ 災害広報・情報発信

→ 被災者への確実な生活支援情報等の提供

○ デジタル技術の活用

→ データ入力、行政・団体間のデータ共有

組織体制

○ 県組織の災害対応体制

→ 全庁体制での災害対応、情報の一元化

○ 県の受援・応援体制

→ 調整を担う専門人材の育成、団体との連携

県民意識

○ 県民の防災意識、自助・共助意識の醸成

→ 公助が行きわたるまでに時間がかかるという想定のもと、県民一人一人の防災力の向上

検証結果のポイント2

県の受援・応援体制

- 県も支援される側という意識から、主体的に応援団体の活動調整、被災市町への支援調整、支援者の宿泊場所の調整などの支援を行う意識が欠如し、対応が受け身
- 応援団体の活動調整等を行うことができる防災の専門人材が不足
- 被災者の生活支援の実績を持つ災害支援NPOなど民間支援団体との連携が不足

検証項目	主な課題	改善の方向性
○災害支援団体・ボランティアの活動環境整備 報告書本編 P77	○災害支援NPO等の活動の把握・連携 ・自主的に被災地入りするNPO等の活動の把握・共有が不十分 ・被災者支援に関し、県担当部署が多岐にわたる中、県庁内での連携が限定的だった ○県内における経験豊富な災害支援NPO等が不在 ○ボランティアの活動環境の確保	○災害支援NPO等との連携体制の強化 ・災害時の行政とNPO等との活動調整を円滑に進めるため、平時からネットワーク化し、連携を深める仕組み(中間支援機能)を構築 ・JVODなど災害支援NPOとの定期的な連絡会議の開催 ○県内を拠点とする災害支援のボランティア活動者やNPOの育成等 ○市町災害ボランティアセンターの運営体制の強化支援
○受援体制 報告書本編 P89	○支援者の受入体制が不十分 ・県による主体的な情報収集、国や応援自治体等との調整が不足 ・人的支援受入チームが調整すべき範囲や担当者等が不明確	○災害対策本部室・執務室等の配置等検討 ○受援体制(受援計画)の見直し ○人的支援受入マニュアルの整備 ・人的支援受入チームの立ち上げ、動員者の確保 ・人的支援受入チームの業務内容の整理(県が主体となり、国等の受入調整、被災市町間の他自治体の応援調整)
○市町への職員派遣 報告書本編 P91	○被災市町への円滑な応援調整 ・県による主体的な被災市町での情報収集、国や応援自治体等との調整が不足 ・国や応援自治体から県や県内市町からの応援が少ないとの声 ○県職員の市町派遣時の認識や知識が不足 ・災害時の県の役割や他自治体応援職員との連携など基本的な知識不足 ○被災市町や関係機関との実務レベルでの情報共有の場が不足	○職員派遣マニュアルの整備 ・県派遣職員を事前に選定するなど派遣体制を整備、市町と共有 ・応援状況の把握、県内市町への共有を通じた被災市町への応援要請 ・人的支援受入チームが主体となり、県・市町・他自治体で調整・情報共有できる連絡調整会議の設定 ・県派遣候補職員への研修等の実施 ・マニュアル等の市町への共有、連携強化 ○受援体制(受援計画)の見直し(再掲) ○人的支援受入マニュアルの整備(再掲)
○支援者受入環境の整備 報告書本編 P92	○支援者の宿泊場所・食料等資機材の不足 ○支援者の受入体制が不十分(再掲)	○支援者支援に係る資機材整備・調達ルート確保 ・キャンピングカー等保有団体と協定締結 ○受援体制(受援計画)の見直し(再掲)
○災害時の県組織体制 報告書本編 P95	○人的支援受入チームの機能不足 ・人的支援受入チームが調整すべき範囲や担当者等が不明確	○人的支援受入マニュアルの整備(再掲) ○職員派遣マニュアルの整備(再掲) ○県派遣候補職員への研修等の実施(再掲)

検証結果のポイント4

被災者支援

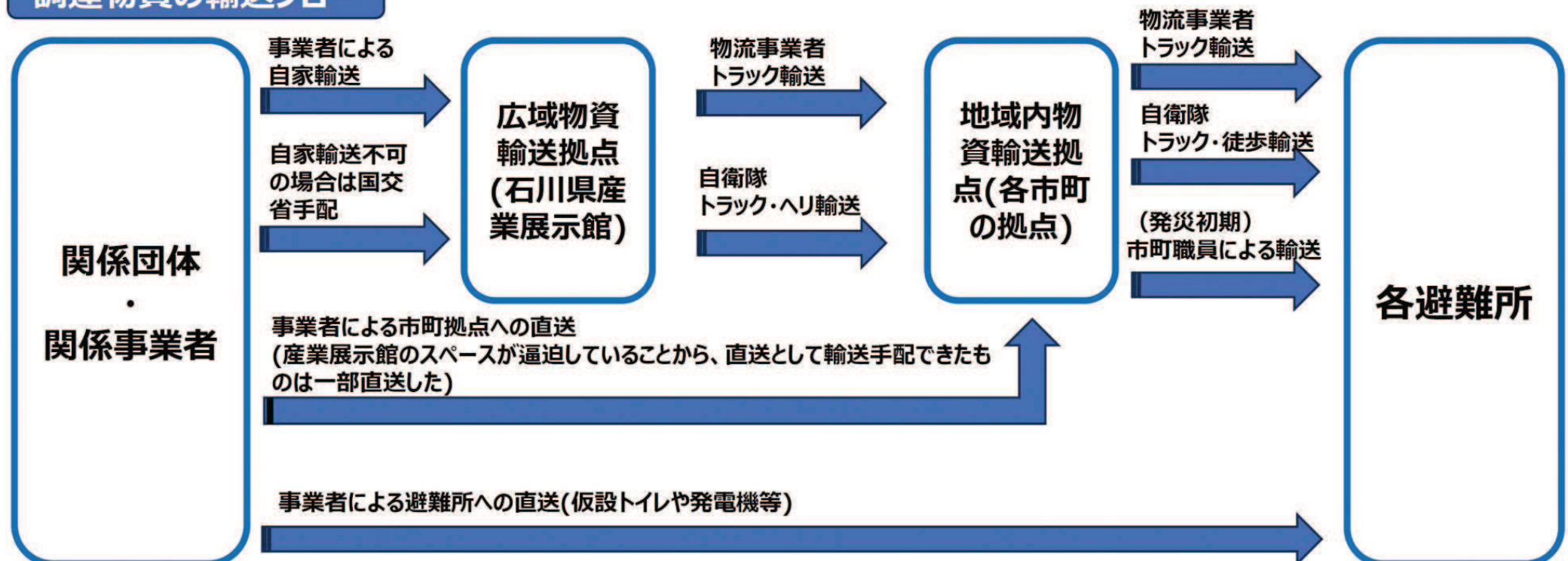
- 被災者の生活支援は市町業務との固定観念から、災害救助法の適用後は県が救助の主体という意識が欠如
- 大規模災害時に被災者の生活支援等を被災市町が単独で行うことは困難という想定が不足
- 長期的なライフライン途絶による長期間の生活支援(食事、トイレ、入浴、洗濯等)の想定が不足
- 被災者の生活支援の実績を持つ災害支援NPOなど民間支援団体との連携が不足(再掲)

検証項目	主な課題	改善の方向性
○1次避難所 報告書本編 P49	○避難所の開設・運営 ・開設・運営のリーダーとなる市町職員や自主防災組織が被災 ○避難所環境の整備 ・開設初期にゾーニング、間仕切りが設営できず雑魚寝が発生 ・トイレ・食事提供・洗濯等の生活環境の整備に時間を要した ○自主避難所や在宅・車中泊等被災者の状況把握・支援 ○避難者名簿作成・共有に苦慮 ・紙ベースでの入所者管理が多く、名簿のデータ化に苦慮	○避難所運営マニュアルの改定 ・「避難所チェックシート」等を活用した多様な視点による対応 ・食事や入浴支援等における民間支援団体との災害時応援協定締結 ○避難所開設・運営訓練の実施 ○デジタル・新技術の活用 ・市町が行う避難者名簿作成への支援 ・被災者情報(広域避難者の居所等)を共有する仕組みの迅速な運用 ○避難所の環境整備に向けた資機材整備(トイレカー、キッチンカー等)
○避難所における健康管理 ○避難所外被災者の見守り・健康管理 報告書本編 P59, 60	○避難者情報の把握・共有 ・避難者への同情報の複数回聞き取りが発生 ・介護情報の把握が困難 ○支援団体等との連携	○デジタル・新技術の活用 ・健康や介護情報のデータ項目を標準化し、関係者間で共有する仕組みの構築 ○支援団体等との連携強化 ○災害関連死防止に向け、国等と連携した分析の実施
○物資供給 報告書本編 P63	○平時における準備・想定不足 ・物資管理に関する基礎知識、システムの習熟・活用が不足 ○被災者の物資ニーズや在庫の適時適切な把握・共有 ○マンパワー不足 ・各物資拠点において物資管理の知識を有する人材等が不足 ○物流事業者との連携	○物資支援マニュアルの整備 ・民間事業者も含めた連携・役割分担の明確化 ・物流全体を念頭においた速やかな物資拠点管理、配送業務等の委託 ○新物資システム「B-PLo」の活用 ・システムによる情報の一元管理・共有 ・県・市町職員への研修等を通じたシステム習熟者の増 ○物流事業者等との連携強化
○給水支援 ○入浴支援 ○トイレ確保 ○洗濯支援 報告書本編 P66～69	○平時における準備・想定不足 ・県による支援の実施想定なし ・長期にわたる広域的なライフライン途絶の想定なし ○支援団体等との連携	○発災後の業務・役割の整理 ・広域的なライフラインの途絶を想定した県・市町・支援団体等の役割の明確化 ○支援団体等との連携強化(再掲) ○避難所の環境整備に向けた資機材整備(トイレカー、キッチンカー等)
○高齢者・障害者等 報告書本編 P80	○平時における準備・想定不足 ・福祉避難所受入対象整理、個別避難計画策定が進んでいない ・DWAT調整本部の立ち上げ、派遣調整のノウハウ不足 ○運営スタッフ、資機材の不足 ○災害救助法に「福祉」が規定されていない	○個別避難計画等の作成支援 ○応援体制の構築、資機材整備 ・福祉関係団体と連携した応援体制の整備、DWAT派遣体制強化 ・発災後の迅速な物資輸送体制の整備 ○災害救助法の見直し(救助の種類に福祉を追加)

避難所までの物資輸送の全体像（国・県・市町の役割分担など）

- 陸海空のあらゆる手段を使用して被災地へ迅速な輸送を行った。
- 初動では道路が寸断されていたり、渋滞が発生したことにより、被災地への到着に時間を要したが、1月7日から交通規制が行われるとともに、被災地域に向かう一般車両の利用自粛に係る広報啓発が行われた。
- 孤立集落や悪路による渋滞を避けるため、ヘリによる輸送も行われたが、トラックに比べて一度の搬送量が少なく、天候にも左右された。
- 発災当初は物資拠点から各避難所への輸送を市町の職員が自ら輸送した場合もあった。このほか、民間物流事業者や、瓦礫などにより孤立した避難所等市町には自衛隊により輸送が行われた。
- 運ばれてくる物資がパレット積みでないものがあり、人力による荷下ろしで混乱が生じた。また、貸しパレットの行先の特定に非常に労力を費した。荷揚げ・荷下ろしに当たっては、物流業者への業務委託が整うまでは、フォークリフトがない、操作できる人員がいないなどの課題が見られた。
- 在宅避難者が避難所に物資を取りに来て渡さない事例があったが、在宅避難者分も含まれているため、在宅避難者にも渡してほしい旨を避難所責任者に周知し、支援がいきわたるよう対応した。
- 被災者かどうか疑わしい者が大量に物資を持っていく事例があったとの報告があった。

調達物資の輸送フロー



※輸送状況については物資調達・輸送調整等支援システムにて適宜確認

広域物資輸送拠点（産業展示館）の状況

- 1月2日、プッシュ型支援物資の受け入れ拠点として、石川県産業展示館4号館（のちに3号館も）を広域物資輸送拠点に決定。
- 大型車両の施設内進入及び物資の積下ろしが全て屋内で対応できたため、フォークリフトを使った円滑な物資オペレーションが行われ、物資拠点として非常に適した施設であった。
- 一方で、プッシュ型支援の物資に加え、他の自治体、企業、個人からも支援物資が十分な調整がなく物資拠点到に搬入されたため、受け取り調整等に混乱が生じた事例があった。
- 発災当初は県職員約20名で対応しており混乱していたが、1月2日以降、自衛隊員が拠点管理を支援し、仕分け作業を行った。
- 1度に大量の調達を行ったことにより、物資拠点の保管スペースを圧迫したことから、段階的な調達を検討する必要がある。
- 発災直後は搬入車両が渋滞を起こし、搬入出に時間を要したが、1月9日から民間物流事業者からのマネジメント支援を受け、円滑に行われた。
- 搬入口と搬出口を分けることにより、混乱する状況下においても効率的な被災市町への物資発送が行われた。
また、珠洲市や輪島市等の遠隔地においては前日に積み込みを行い、なるべく早く被災地へ届けられるよう工夫された。

● 広域物資輸送拠点 選定条件

（大規模地震・津波災害応急対策対処方針（令和5年5月）より）

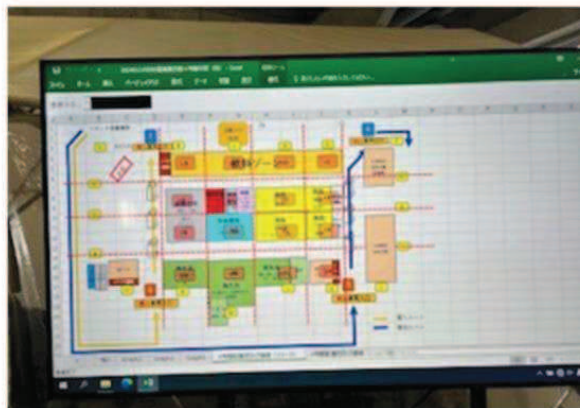
- ◆ 新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強を行った施設を含む）
- ◆ 屋根があること
- ◆ フォークリフトを利用できるような床の強度が十分であること
- ◆ 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
- ◆ 非常用電源が備えられていること
- ◆ 原則として津波浸水地域外であること
- ◆ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと



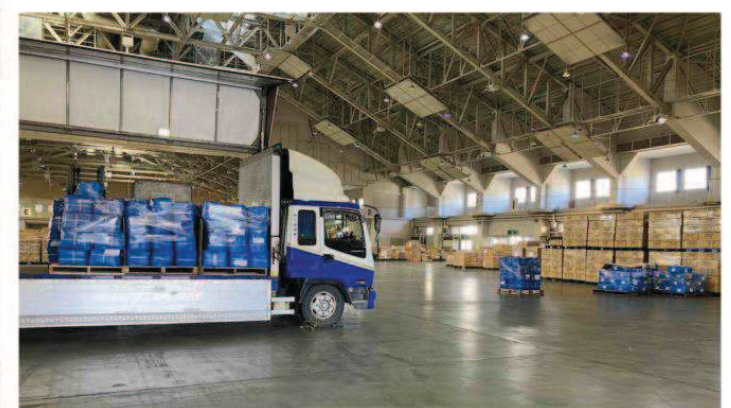
産業展示館4号館 物資集積所



産業展示館4号館 外観



産業展示館4号館 物資配置状況



産業展示館3号館 物資集積所

市町における物資拠点の状況

- 市町の物資拠点は主に体育館が選定されているが、ハンドフォークやパレットなどの機材がなく、搬出入に時間を要した。
- 被災自治体の職員だけでは配送手段の確保や物資拠点の管理が困難であったことから、石川県の広域物資輸送拠点と同様に自衛隊による支援の他、民間物流企業に業務委託を行い、管理及び配送を委託することで円滑に避難所まで支援物資が届けられた。
- 従来、県や市区町村が行ってきた広域物資輸送拠点から先の輸送についても、プッシュ型支援の一環として国が役割を担った。



人力で搬入する様子
(志賀町豊来小学校)



ハンドフォークを用いた物資の移動状況
(石川県産業展示館)



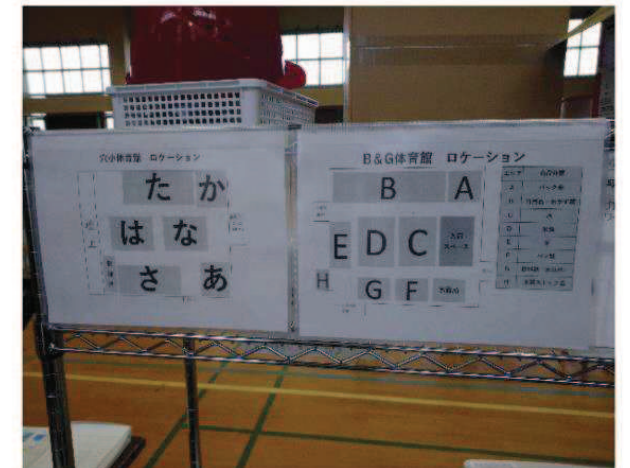
物資拠点の状況 (穴水町B&G海洋センター)



物資拠点の状況 (珠州市健民体育館前)



民間物流企業による物資拠点における支援状況
(能登町)



民間物流企業による物資拠点における支援状況
(穴水町)

検証結果のポイント3

1.5次・2次避難(広域避難)対応

- 長期的なライフライン途絶、孤立集落(要支援集落)の発生等による広域避難が必要な場合の想定が希薄
- 避難を希望する方は被災市町内の指定避難所や福祉避難所に全て避難できるという固定観念
- 県内外のホテル・旅館や受入市町による迅速な調整の結果、速やかに広域避難を開始できたものの、要支援者の避難先の調整や避難者情報の速やかな把握・共有に苦慮

検証項目	主な課題	改善の方向性
○孤立集落対策 報告書本編 P51 (孤立集落の定義) 道路構造物の損傷、土砂堆積等により、道路及び海上交通による外部からのアクセスが途絶、人の移動や物資の流通が困難または不可能となる状態	○孤立集落が発生する想定が不足 ・孤立が見込まれる集落、避難先、避難方法が未想定 ○孤立状況の迅速な把握 ・通信途絶、道路寸断により市町経由の状況把握が困難(孤立状況、人数等) ○2次避難に向けた調整 ・避難者情報の早期共有(氏名、年齢、健康状態、ペット有無等)	○孤立集落可能性調査の実施 ○孤立集落対策マニュアルの整備 ・孤立見込みを踏まえた対応方針等の整理 ・自衛隊・消防等と連携した情報収集・共有 ○孤立が見込まれる集落における通信機材の配備、物資の備蓄 ○デジタル・新技術の活用 ・市町が行う避難者名簿作成への支援 ・被災者情報(広域避難者の居所等)を共有する仕組みの活用
○2次避難対策 報告書本編 P52	○平時における準備・想定不足 ・具体的手順・計画、留意事項等を定めたマニュアルがない ○避難者名簿等の情報共有が不足 ・緊急避難した避難者の情報が不足し、受入先での混乱が発生 ・避難者への同情報の複数回聞き取りが発生 ・2次避難者の避難先や避難状況など情報把握が困難 ○2次避難先の確保・調整	○広域避難調整マニュアルの整備 ・災害規模、被災状況に応じた2次避難の実施要件の整理 ○2次避難運営マニュアルの整備 ・2次避難の具体的オペレーション、留意事項の整理 ・災害規模、被害状況に応じた健康チェック等の実施場所の検討 ○送出しと受入れの円滑化のための被災者情報共有体制の整備 ・被災者情報(広域避難者の居所等)を共有する仕組みの活用による市町被災者台帳のアップデート及び要支援者情報の共有
○2次避難所(ホテル・旅館、被災地外避難所等) 報告書本編 P56	○避難生活へのフォロー ・健康チェック、食事、洗濯、駐車場、ペット預かり等への対応 ・一時帰宅や通院時の交通手段の確保 ・2次避難先での生活再建に係る各種申請手続きの案内	○広域避難調整マニュアルの整備(再掲) ○2次避難運営マニュアルの整備(再掲) ・避難者受入の対応マニュアルの整備と関係者への共有 ○県庁内・市町・関係団体との連携強化 ○送出しと受入れの円滑化のための被災者情報共有体制の整備(再掲)
○1.5次避難所 報告書本編 P54	○平時における準備・想定不足 ・想定外の長期滞在者が多数発生し、実質的に福祉避難所化 ・県職員に避難所運営や福祉サービス提供のノウハウなし ○対象者の整理・周知が不足 ・高齢者等の短期滞在を想定する中、健康チェックの結果、想定を超える介助や見守りが必要な要配慮者が判明し、長期滞在者増 ○要配慮者に対応するための機能不足	○広域避難調整マニュアルの整備(再掲) ○1.5次避難所運営マニュアルの整備 ・医療・福祉も含めたスタッフの確保 ・設営業務委託を含めた開設・運営体制の整理 ・県・市町・関係団体との情報共有体制の確保 ○県庁内・市町・関係団体との連携強化(再掲) ○送出しと受入れの円滑化のための被災者情報共有体制の整備(再掲)

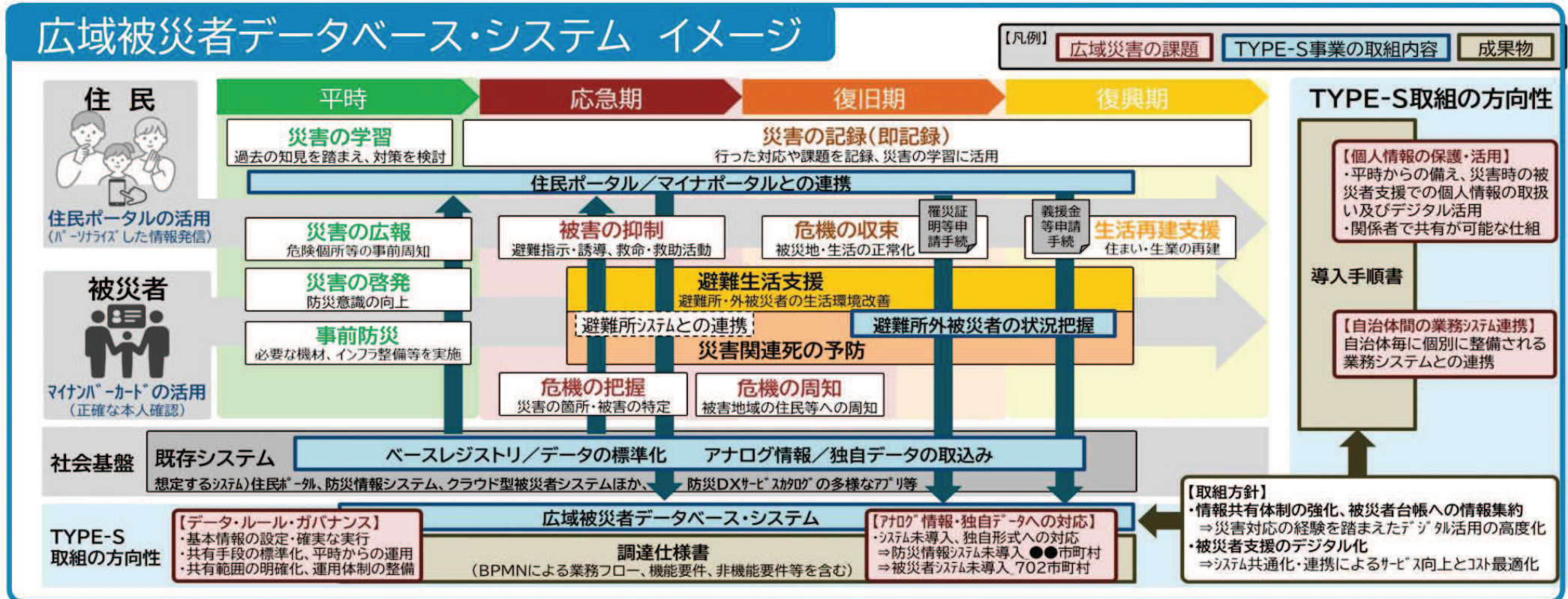
広域被災者データベース・システムの全国展開について①

(大規模広域災害における即応力の強化、災害ケースマネジメントの実効性の確保)



- 発災直後から復旧・復興まで**切れ目のないきめ細やかな被災者支援の実現**に向け、多様な関係者が連携、役割を分担し、重複や漏れがないよう、情報連携を行い、被災者の**支援に必要な情報や支援状況を一元的に「被災者台帳」に集約**するとともに**自治体システムや民間サービスと連携して、台帳情報の提供を安全かつ効率的に行う「広域被災者データベース・システム」を整備し、全国展開を行う。**

広域被災者データベース・システム イメージ



- 将来的には、激甚化・頻発化する災害に備え、可能な限り被災者の救助・支援事務が迅速かつ円滑に行われるよう、**大規模・広域災害時に都道府県の広域調整による情報連携の仕組みの構築を目指す。**

- 発災直後の通信途絶、新聞配達不能などの事態を受け、ホームページやSNSを活用し、情報発信を行ったが、高齢者等への紙情報、在宅・車中泊被災者への生活支援情報、2次避難者への地元情報等の不足が発生
- 広報体制が盤石ではない被災市町との連携や県として十分な支援ができず、窓口等で混乱が発生
- 知事による積極的な情報発信を実施したが、一度発信した情報の修正に苦慮

検証項目	主な課題	改善の方向性
○災害広報・情報発信 報告書本編 P35	○情報発信に係るマニュアル等なし ・フェーズに応じた発信内容・方法が定まっていない ○情報が届かない被災者が発生 ・平時の広報手段(新聞、テレビ等)で情報が届かない想定なし ・デジタルになじみのない高齢者に対して、紙媒体を継続的に届ける仕組みがなかった ・在宅・車中泊や2次避難された被災者に情報を届けるのに時間を要した	○災害広報・情報発信マニュアルの整備 ・今回の対応を踏まえたフェーズに応じた発信内容・方法をノウハウ集として整理 ・訓練、研修を通じたノウハウの習熟 ○デジタル・アナログ両面での発信 ・情報伝達手段の複線化・多様化 ・必要に応じ、紙媒体を配布 ・高齢者等の情報取得が難しい被災者に対しては、家族や周囲の協力を呼びかけ ・SNSなどネットを介した情報収集・連絡の利用促進に向け、高齢者等に対し、平時からスマホ保有や利活用を推進
	○被災者ニーズに応える情報発信が不足 ・行政から発信する情報と個々の被災者の情報ニーズとのギャップの把握が困難 ・状況が刻々と変わる中、県として、被災者が求める暫定的な情報を出すことに躊躇 ○県・市町の連携不足による混乱 ・県発表内容の市町への共有が不足し、被災者が市町窓口聞いても分からないという情報格差が発生 ・人員の限られる市町の広報担当課への支援が不足	○情報発信内容の工夫 ・住民目線で分かりやすい情報発信 ・見通し情報の発信が被災者の安心に繋がる意識を庁内等で共有 ○市町との連携強化 ・広報業務を県や他自治体からの応援業務に位置づけ ・県発信内容を市町に共有 (市町への問合せも想定し、想定問答など詳細な情報も共有)
	○状況変化に応じた情報修正の難しさ ・特にインターネット上では過去の発信内容が残り、状況変化に応じた情報発信や修正には相当の時間・労力が必要 (例:不要不急の移動の抑制、ボランティアの受入等) ○偽・誤情報による混乱の発生 ・インターネット上の悪質な偽・誤情報が救助活動や2次避難を進める上で支障となる事例が発生 ○被害状況・災害対応の記録 ・災害対応の状況、被害状況、復旧・復興のプロセス等の記録に係るマンパワーが不足	○状況変化が伝わる情報発信 ・インパクトの大きい情報発信はその後の変化の見通しも併せて発信 ・情報の上書きをする場合は、情報の質と量を増大して発信 ・マスコミ各社に協力を依頼し、正確な情報を重ねて発信 ○偽・誤情報対策 ・正しい内容を公式情報として強く発信 ・HP・SNS等による注意喚起を実施 ○災害記録担当者の選任